

# 2024 年度補正予算に対する緊急要望

## 1、物価高騰対策及び生活支援について

- ① 低所得世帯への現金給付事業について、年度内に追加給付すること。また、給付対象を世帯ではなく個人にすることや課税世帯・者にも拡大すること。
- ② 中小零細業者が経営を継続できるよう家賃、駐車場、機械リース代など固定費への支援を行うこと。
- ③ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の各保険料に対し、区として「物価高減免」を行うこと。
- ④ 税金や公的保険料の滞納対策にあたり、生活を圧迫する分納の約束や差し押さえは、行わないこと。
- ⑤ 【街かどフードパントリー】を赤塚庁舎など他の施設にも設置すること。
- ⑥ 公衆浴場に対する燃料費助成について、額の引き上げと助成期間を延長すること。
- ⑦ 区役所庁舎が閉庁している年末年始の期間も福祉事務所の相談機能を利用できるようにすること。
- ⑧ 年末に行っている「くらしの相談会」を定期開催すること

## 2、新型コロナ等感染症対策について

- ① 新型コロナ感染症の感染拡大を防ぐため、区として無料 PCR 検査や抗原検査キットの無料配布を実施すること。
- ② 現在、福祉施設や教育機関に行っている検査費用の助成を当面継続すること。
- ③ 学校施設含むすべての公共施設に空気清浄機を設置すること。
- ④ 治療費の自己負担分を軽減すること。
- ⑤ コロナ後遺症の相談窓口を設置すること。

## 3、医療・介護について

- ① 介護サービスの利用控えが起きないように、利用料の軽減を図ること。
- ② 家族介護の負担を軽減するため、現金給付などの支援策を実施すること。
- ③ 訪問介護事業所の実態調査を行い、必要な支援を行うこと。
- ④ マイナ保険証の利用登録の解除申請の通知を、区として行うこと。
- ⑤ 区内医療機関で、マイナ保険証の取得を強制される事例が散見されている。マイナ保険証の取得は任意であり、患者の意に沿わない取得とならないよう区として通知すること。

## 4、子育て・教育の充実について

- ① 学校教育にかかる保護者負担を軽減するため、世帯の収入に関わらず、補助教材にかかる費用を学校に支給すること。また、区立中学校の制服代を補助すること。
- ② 志村小・志村第4中の小中一貫型学校の計画は中止すること。
- ③ 英語スピーキングテストの結果を高校入試に活用しないよう都に求めること。
- ④ 保育に従事する職員(私立園等、あいキッズも含める)の処遇を改善すること。

- ⑤ 学校給食費の無償化は、不登校児童生徒、私立小中学校、朝鮮学校に通う区民の児童生徒を対象を広げること。
- ⑥ 通学路の安全対策を行うなど、スクールゾーンのバリケードの設置について学校・保護者の要望を聞き必要なところに区の責任で設置すること。
- ⑦ 年度途中の産休・育休の教員の分を見込んで正規職員数を確保すること。
- ⑧ あいキッズのスペースを広げること。

## 5、災害対策について

- ① 避難所の備蓄品について、想定される避難者に対応できるよう拡充すること。
- ② 避難所の携帯トイレやプライバシーを守るためのテントを増やすこと。
- ③ 区が直接開設する福祉避難所にむけての計画をもつこと。
- ④ 避難所にペットと飼い主がともに過ごせる場所を確保すること。

## 6、行財政運営について

- ① マイナンバーカードの取得を推進しないこと。
- ② 予算執行状況を把握し、剰余金の見通しを示すこと。また、基金への積み立てを優先しないこと。
- ③ 年度内に着工可能な施設整備については、積極的に実施すること。
- ④ インボイス制度を中止するよう国に求めること。
- ⑤ 自衛隊への個人情報の提供をやめること。
- ⑥ 福祉事務所の一体化と障害者サービス部門の再編による効果と課題を検証し、障がい者のワンストップサービス実現と、福祉事務所 5 か所へ増やす検討を行うこと。
- ⑦ 公共施設の使用料・手数料の検討にあたっては、値上げをしないこと。

# 2025 年度当初予算に対する重点要望

## 1、 行財政運営のあり方について

### (1) 財政運営指針に関わって

- ① 基金への積み立て優先をやめること。
- ② 【原則新たな現金給付事業は行わない】とする方針を撤回し、給付事業を拡充すること。
- ③ 国保年金課や福祉事務所など、区民と接する窓口業務及び重要な個人情報扱う業務について委託をやめること。
- ④ 生活権を奪う差押えは行わないこと。
- ⑤ 行政のデジタル化を進めるにあたり、区民サービスの低下や職員削減を行わないこと。また、マイナンバーカードの取得を前提としない制度設計にすること。
- ⑥ 公共施設の使用料・手数料の値上げをしないこと。

### (2) 職員に関して

- ① 職員定数のあり方について、感染症や自然災害などの緊急事態の対応や特定事業主行動計画の目標達成を前提にすること。また、人材確保及び育成計画を策定すること。
- ② 職員の恒常的超過勤務や長時間労働の解消、不払い残業をなくすこと。
- ③ 職場並びに管理職の配置について、男女均等となるよう是正すること。
- ④ 会計年度任用職員について、職の任用を見直し、特に、土木サービスセンター、スクールソーシャルワーカー、社会教育指導員、学校や保育園の栄養士等、常勤化している職については、正規化すること。また、賃金を引き上げること。
- ⑤ 障害者(知的・精神含む)雇用を推進するため、障害に対する理解促進のための研修の充実や各課の職員体制を強化すること。

### (3) ジェンダー平等の推進について

- ① すべての区民の人権を守り、保障することを区として宣言すること。
- ② 公共施設(学校施設含む)の個室トイレに生理用ナプキンを配備すること。
- ③ 保育施設やあいキッズ、学校施設や集会所等、すべての公共施設について、男女別及び誰でもトイレを整備すること。
- ④ 区として、パートナーシップ条例やファミリーシップ条例を制定すること。

#### (4) 公共施設のあり方及び再編整備について

- ① 旧保健所の再整備計画について、行政需要を見直し、福祉事務所の設置や男女平等推進センターの機能充実等を前提に再検討すること。
- ② 公共施設の再整備計画(エリアマネジメントおよび旧高七小周辺の公共施設)については、需要に見合った計画に改めるため、区民参画で計画を見直すこと。
- ③ 旧高七小跡地活用について、地域で活用できる空地在現在の校庭規模で確保すること。また、公共施設整備にあたっては、現行の機能に加え、高齢者や障害者施設を設置すること。
- ④ 福祉事務所を5カ所に増やすこと。
- ⑤ 健康福祉センターのあり方について、現在の機能や施設面積を後退させず必要に応じて拡充すること。また、上板橋健康福祉センターなど、老朽化した施設の対策を直ちに講じること。

#### 2、災害対策について

- ① 災害対策基金を発災前対策に活用できるようにすること。
- ② 避難所について、一人当たりスペースを 1.65 m<sup>2</sup>から 4 m<sup>2</sup>に段階的に引き上げる計画を策定し、必要な避難所を新たに増やすこと。また、すべての人が安心して避難できるよう環境を整えること。
- ③ 要配慮者に対する個別避難計画について、対象拡大及び策定スピードを上げること。
- ④ 在宅避難者用の物品の備蓄計画をつくること。
- ⑤ 福祉避難所の運営体制を強化すること。区独自の福祉避難所にむけ検討を行うこと。

#### 3、平和都市宣言を活かす取り組みを

- ① 核兵器禁止条約発効の意義を踏まえ、核廃絶に向けた取り組みや平和事業を強化すること。
- ② 区の実施する事業における自衛隊との連携については見直すこと。
- ③ 中学生平和の旅事業について、派遣先を沖縄にも拡大すること。

#### 4、区内事業者を支える産業支援を

- ① 小規模事業者登録制度について、登録事業者を増やし、指定管理制度導入施設での活用等、受注の拡大を図ること。
- ② 区内中小零細事業者支援及び育成のために、公共発注を増やすこと。また、入札方法についても総合評価方式の拡充や、区内事業者の規定を本店のみとするなど改善すること。
- ③ 公契約のもとで働く労働者の賃金が適正に支払われるよう、公契約条例を制定すること。
- ④ 消費税について、5%減税及び将来的な撤廃、経営困難な中小業者には納税免除を行うよう国

に求めること。

- ⑤ インボイス制度を撤回するよう国に求めること。
- ⑥ 最低賃金を時給1500円以上に引き上げ、生活賃金を年収300万円以上とすること。あわせて中小企業への支援策をおこなうこと。

## 5、“地球沸騰”待ったなしの気候危機対策を

- ① 地球温暖化防止条例を制定し、『新エネルギー・省エネルギー普及啓発事業』を復活すること。
- ② アスベスト飛散防止条例を制定し、アスベスト除去工事への助成制度を創設すること。
- ③ 既存住宅及び中小零細企業に対し、再生可能エネルギーの活用や省エネ化に対する助成を拡充すること。
- ④ 既存の建物の断熱化を促進すること。
- ⑤ 再生可能エネルギーの抜本的拡大を図るため、発電やエネルギーの地産地消に取り組む企業や自治体への支援を行うよう国に求めること。
- ⑥ 石炭・火力・原子力発電からの撤退及び原発の輸出をやめるよう国に求めること。

## 6、誰もが楽しめる、文化・スポーツ施策を

- ① 集会施設や文化施設及び体育施設の利用料金を引き下げること。
- ② 区内文化団体や個人への支援のため、公演の機会を増やすこと。また、公演に対する助成を行うこと。
- ③ 文化会館・グリーンホールの運営については、区としてノウハウや専門性を向上できるよう職員を育成すること。また、区民の文化活動の機会を保障すること。

## 7、人権まもる生活保障へ

### (1) 生活保護利用世帯および低所得世帯への支援について

- ① エアコンの使用に伴う電気代の軽減のために夏季加算を法外援護事業として実施すること。
- ② 低所得者、高齢者世帯についてエアコンの設置費用や電気代の助成を行うこと。
- ③ 土・日・祝日等の閉庁日でも対応できるよう、相談体制を強化すること。

### (2) 障害児・者の福祉施策について

- ① 区立福祉園の民営化を行わないこと。また、福祉就労施設での工賃引き上げのための支援を強化すること。

- ② 放課後等デイサービスについて、職員配置や床面積等の施設基準を定め、運営事業者に対し必要な支援を実施すること。
- ③ 日中活動系支援施設に関する施設借上補助金を継続すること。また、事業所の運営や利用者サービスに影響のないように支援すること。
- ④ 「障害者差別解消法」施行に伴い、区の施策全てにおいて、合理的配慮が実施されているか検証を行い、必要な改善を図ること。また区内事業者等にも周知徹底するなど、差別解消、障害者の人権を守る対策を図ること。

## 8、安心の医療・介護、公衆衛生の充実を

- ① 国民健康保険料を引き上げないこと。また、子どもの均等割り保険料をなくすこと。
- ② 無料低額制度事業を実施する医療機関の設置を増やせるよう、区内医療機関に働きかけること。また、実施していることを広報すること。
- ③ 居宅での家族介護に対し、家族介護手当などの支援策を実施すること。
- ④ 第9期計画の途中でも保険料と利用料のさらなる軽減をはかること。
- ⑤ 特別養護老人ホームの整備について、待機者ゼロを目指し、必要量に見合った計画に改めること。
- ⑥ ホームヘルパーの派遣など介護保険外の施策を実施すること。
- ⑦ 介護人材を確保するため、処遇改善として財政的な支援を行うこと。
- ⑧ 新型コロナやインフルエンザ等感染症への対応を迅速に行えるよう、職員体制の強化や組織体系のあり方を見直すこと。
- ⑨ 公衆浴場が経営を継続できるよう、一過性の支援に留まらず、継続した支援策を講じること。

## 9、まちづくりについて

- ① 大山駅周辺のまちづくり・JR板橋駅西口・上板橋駅南口・高島平地域のまちづくりの再開発事業は身の丈に合った計画に改めること。
- ② 【まちづくり】にあたっては大規模開発を前提とせず、住民参加を基本に、街や住宅のあり方を再検討すること。
- ③ 羽田空港新飛行ルートについて、住宅地上空を飛ばない経路への変更を国に求めること。また、区として、新飛行ルートによる騒音、落下物について住民と連携し調査すること。
- ④ 国・都に対して、公共交通の維持拡充のために、バスやタクシー事業者への支援を行うよう求めること。また、地域循環コミュニティバス整備への助成を求めること。

## 10、「住まいは人権」の立場にたった住宅政策へ

- ① 公営住宅の住戸を増やすこと。
- ② 『板橋区営住宅再編整備基本方針』について、けやき苑廃止及び戸数を増やさない方針は撤回すること。
- ③ 民間賃貸住宅居住者への家賃助成を行うこと。
- ④ すべての区営住宅について、生活支援員を配置すること。
- ⑤ 住まいのない状況に陥らないよう、空き家や空き室を借り上げ、低廉な家賃で居住できるよう提供すること。

## 11、子どもの権利を保障する、子ども・子育て支援を

- ① 子どもの権利条約を踏まえ、板橋区として子どもの基本的権利を掲げた『板橋区子どもの権利条例』を制定すること。また、制定にあたっては子どもの意見を聞き反映すること。
- ② 区立保育園の民営化及び廃止方針を撤回すること。
- ③ 認可保育園だけでなく、認証保育所等の保育料についても歳児や所得に関わらず無償化すること。
- ④ 保育施設(家庭福祉員・ベビールームを含む)に対し、定員未充足分への補償を定員に達するまで行うこと。
- ⑤ あいキッズは、学童機能と全児童対策を分けて実施し、必要に応じて連携する運営に改めること。
- ⑥ 児童館は、児童厚生施設としてふさわしく0歳から18歳までのすべての児童・生徒を対象とし、施設の充実を図ること。また、子どもの声を反映させた運営を行うこと。
- ⑦ 児童相談所を含む子ども家庭総合支援センターの体制について、正規職員をさらに増員すること
- ⑧ 国に対し、保育士配置基準の引き上げ及び保育職員の処遇改善を求めること。

## 12、主権者のための教育の充実について

- ① 学校教育にかかる保護者負担については、完全無償化をめざすこと。
- ② 志村小学校は現地で建て替えること。また、学校の統廃合を行わないこと。
- ③ 区立小中学校の30人学級を実施し、教職員の増員をはかること。
- ④ すべての教育関係者が特別支援教育についての研修等に参加し、インクルーシブ教育への理解を深めること。
- ⑤ 不登校の児童・生徒について、当事者や保護者の意見・要望を聞き尊重すること。また、学校内の居場所についてはすべての学校で確保・充実させ、保護者への支援を具体化すること。
- ⑥ 各学校に1名以上のICT支援員を配置すること。教室と家庭をつなぐオンライン授業をつくる支援

員を配置すること。

- ⑦ 校則や学校独自のルールについては、子どもの権利の視点に立ち、抜本的に見直すこと。

以上